

第3 工事・作業許可申請

1. 様式

第9号様式

工事、作業、行事の様式が共通となっていますので、表題は工事作業の場合は「工事許可申請書」と、作業のみの場合は「作業許可申請書」と記載してください。

2. 申請が必要となる港

敦賀海上保安部管内（福井県）で申請が必要となる港は、敦賀港、福井港、小浜港、内浦港、和田港の5港になります。

3. 提出部数

申請書は、所定の様式（A4縦版）により1部提出してください。

4. 提出時期

「工事等」の許可申請は、原則として着工日の1ヶ月前に提出して下さい。また他の船舶の交通制限が必要となるような特殊な工事、大規模な工事等を行う場合には、計画段階から十分な説明をお願いします。

ただし、緊急を要する工事等（海難船舶の救助等）及び船舶交通に影響の少ない小規模な起重機台船作業、水質調査、潜水作業等については、この限りではありません。

5. 提出先等

(1) 提出先

港名	申請書の宛名	提出先
敦賀港（特定港）	敦賀港長	敦賀海上保安部
福井港（特定港）	福井港長	福井海上保安署
小浜港	敦賀海上保安部長	小浜海上保安署
和田港	敦賀海上保安部長	小浜海上保安署
内浦港	敦賀海上保安部長	小浜海上保安署

(2) 事務取扱窓口

敦賀海上保安部 交通課 〒914-0079 福井県敦賀市港町7の15 敦賀港湾合同庁舎 TEL 0770-22-4179 (FAX 同)
福井海上保安署 〒913-0032 福井県坂井市三国町山岸第50号2番地2 TEL 0776-82-4999 (FAX 0776-82-5321)
小浜海上保安署 〒914-0032 福井県小浜市川崎1丁目3の1 TEL 0770-52-0494 (FAX 同)

(3) 窓口取扱時間

受付時間は、平日（月曜日～金曜日）午前8時30分～午後5時迄です。

なお、閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は、取り扱いません。

ただし、緊急の場合はこれらの日でも取り扱います。（来部される場合は必ず事前に電話して下さい。）

6. 申請書作成時の留意事項

船舶交通の安全に及ぼす影響等が最小となるよう次の事項等に留意して計画してください。

- イ 申請書を提出してから不許可になり又は計画を変更せざるを得ないようにならないよう、船舶交通に影響が大きな計画は立案時から事務取扱窓口に相談してください。
- ロ 工作物設置工事の場合、完成後に工作物に設置する標識を検討してください。
- ハ 事前に現場海域利用者（利害関係者）を把握し、調整や周知をしてください。
- ニ 関係法令（港湾法、漁港法、海岸法、自然公園法、公有水面埋立法その他）による手続きを行ってから申請してください。

7. 申請書の記入要領

(1) 申請義務者

- イ 「工事等」の実施責任者（「工事等」の実施について指揮監督する権限を有する者。）
- ロ 請負契約を結んで工事等を実施する場合は、原則として元請業者。この場合は、請負契約書（写）、又は発注証明書等を添付して下さい。

(2) 目的及び種類

イ 目的

発注者からの工事名をそのまま記載しないで、「工事等」の内容が理解できるよう簡潔に記入して下さい。

記載例

(例) 潜水作業、深浅測量、浚渫作業、護岸築造工事など

ロ 種類

「工事等」の施工目的を具体的に記載して下さい。

記載例

- (例1) 作業船による深浅測量及び潜水調査作業
- (例2) 起重機台船等による岸壁改修工事
- (例3) ○○のための浚渫作業
- (例4) ○○のための海上ボーリング作業
- (例5) ○○漁港 防波堤築造に伴う床屈、置換え及び基礎捨て石工事

(3) 期間及び時間

海上及び船舶に影響のある護岸上等で実際に実施する期間及び時間を記載し、予備日の設定があればその旨も明記して下さい。

記載例

(例1) 期間を要する場合

自：平成○年○月○日

至：平成○年○月○日（日出から日没までの間）

（予備日○月○日～○月○日）

(例2) 1日の場合

平成○年○月○日○時○分～○時○分までの間

（予備日○月○日～○月○日）

(4) 区域又は場所

- イ 海図に表示してある灯台、又は著名な物標から方位・距離及び緯度・経度を記入して下さい。
- ロ 基点として灯台を用いる場合は、灯台表（海上保安庁発行）に記載されている名称を用いて下さい。
- ハ 「工事等」の作業現場付近の関係を示す位置図、及び同付近の詳細な部分図（工事区域・作業区域・浚渫区域・土砂養浜場所）等を添付し、色分けする方法により明示して下さい。
- ニ 海図の写し等を用いた位置図、区域図などの状況資料を添付して下さい。

記載例

(例1) 場所が海上の点である場合の記載方法

〇〇港〇〇灯台から〇〇度〇〇〇メートルの地点。

(例2) 場所が海上の区域である場合の記載方法

次の各点を順次に結んだ線に囲まれる区域。

(イ) 〇〇灯台から〇〇度〇〇〇メートル

(ロ) (イ) 点から〇〇度〇〇〇メートル

(ハ) (ロ) 点から〇〇度〇〇〇メートル

(ニ) (ハ) 点から〇〇度〇〇〇メートル

(例3) 場所が岸壁上又は側傍である場合の記載方法

〇〇港〇〇岸壁

(5) 方法

- イ 「工事等」の方法及び手段を、関係図面及び工程表を用い、施工順序に従って簡潔明瞭に記入して下さい。
- ロ 次のような場合には、作業状況図又は実施状況図を添付して下さい。
 - ・ 工事作業の方法が、船舶交通に影響を及ぼすと思われるもの
 - ・ 大型作業船（浚渫船、杭打船、起重機船等）のアンカーワイヤーの張り方
 - ・ 工事作業の進捗に伴う作業船等の配置状況
 - ・ 作業船に積載する資機材等が、作業船の長さ、幅、高さを超えて船外に突出するもの
 - ・ 夜間作業を伴う場合は、作業時間、作業内容及び方法などについて明らかにする
- ハ 火薬類を使用する工事等については、その旨を明記するとともに、爆破の影響範囲も図面等により具体的に表わして下さい。

(6) その他

イ 標識

「工事等」を施工するに当たって、作業船、工事区域、海上工作物（設置物）等に標識を設置することは、他の航行船舶に当該工事等の存在を示すとともに注意喚起を促し、船舶交通の安全を確保するために有効な場合があり、これらの標識は、見え易く識別し易いものでなければなりません。

申請書への記載にあつては、設置場所に応じた標識の種類（型式、標体塗色、灯色、灯質、光達距離、灯高等）、個数等を明記して下さい。

記載例

- ・作業区域の周囲には、赤旗付き竹竿〇本を土囊アンカーを使用し設置します。
- ・作業中の浚渫船等には、海上衝突予防法に規定する操縦性能制限船の形象物を掲げます。
- ・潜水作業中の作業船には、国際信号書に定めるA旗を表す信号板を掲げます。
(岸壁から潜水を行う場合には、「潜水作業中」の横断幕を掲げます)
- ・起重機船のアンカーワイヤーには、水深〇mの位置に、
灯浮標(〇〇製〇型、灯色黄色、4秒1閃光、光達距離〇Km、灯高〇cm、光力〇cd)を状況図のとおり設置します。
- ・設置した灯浮標等については、電池切れや流出のないよう、保守点検を行います。

ロ 事故防止及び安全対策

「工事等」の種類及び実施場所に応じ、次の事項に留意して具体的に記載して下さい。

- ① 船舶交通に対する事故防止対策
- ② 荒天時、夜間及び休日における作業船の避難場所及び待機場所
- ③ 警戒船及び警戒員の配置状況並びに警戒要領（携帯電話・無線・拡声器・赤旗等の使用等）
- ④ 海域利用者への周知、調整状況
- ⑤ 隣接場所等で異なる工事等が行われる場合の当事者間の連絡調整状況
- ⑥ 中止基準（風速、波浪、視界等）
- ⑦ 作業船（浚渫船、杭打船、起重機船等）のアンカーワイヤー
- ⑧ 工事説明会の開催及び周知用パンフレットの配布状況
- ⑨ 油の流出、汚濁防止のための措置
- ⑩ 資機材の落下、ゴミ散乱等のおそれがある場合の予防措置
- ⑪ 潜水作業、夜間作業等における事故防止対策
- ⑫ 投錨位置及び送泥管等の設置物に対する事故防止対策
- ⑬ 工事標識等の流出防止対策

- ⑭ 工事変更、中断等における措置
- ⑮ 浚渫、杭打等海底に振動等を与える作業における磁気探査の実施
- ⑯ 工事等作業員に対する安全対策（救命胴衣、安全用具の着装等）
- ⑰ その他、関係法令の遵守

記載例

- ・ 工事（作業）の現場責任者を〇〇〇〇に定め、作業全般の事故防止措置等について監督します。
- ・ 作業中、作業船には海上衝突予防法に規定する標識を掲げます。
- ・ 気象の変化に留意し、気象警報等の発令により荒天が予想される場合は、工事（作業）を中止し、作業船を避難させます。
- ・ 発注者並びに安全運航部会との定期的な工事連絡会議に出席し情報の共有化及び調整を図るものとします。
- ・ 漁業協同組合、海事関係者、プレジャーボート関係者及び工事関係者等への事前説明・周知を徹底します。又、ポスター等を作製し関係先に配布します。
- ・ 警戒船〇隻を配備し、付近航行船舶に注意を喚起し、事故防止に努めます。
- ・ 起重機船のアンカーワイヤーの水深〇メートルの位置にブイを入れます。
- ・ 「工事等」に使用する資機材等が流出しないよう維持管理を確実にを行います。
- ・ 潜水作業船には、海上衝突予防法に基づく形象物（国際信号旗A旗板）を掲げます。
- ・ 作業中止基準
 - a. 風速が〇〇メートル/秒を超え、その状態が持続する場合。
 - b. 視界が〇〇〇メートル以下の場合。
 - c. 波高が〇メートル以上の場合。
 - d. 港長から指示があった場合。
- ・ 作業員に救命胴衣・安全用具等の着装を義務づけ、作業前に着装状況を確認します。

ハ 緊急連絡系統

事故発生等の緊急時における関係先連絡系統を記載して下さい。

なお、各保安部署に対する連絡については、次により記載をお願いします。

	通常時	緊急時
敦賀海上保安部	0770-22-4179	0770-22-4999 又は 118 番
小浜海上保安署	0770-52-0494	0770-52-0494 又は 118 番
福井海上保安署	0776-82-4999	0776-82-4999 又は 118 番

※ 緊急時の「118 番」は、第八管区海上保安本部へ、休日、夜間の小浜、福井海上保安署への架電は、敦賀海上保安部へそれぞれ転送されます。

ニ 連絡先

工事責任者、現場責任者、担当者等の氏名、連絡先電話番号等を明記し、夜間連絡先も記載して下さい。

8. 申請書の添付書類

- ① 現場位置図
- ② 「工事等」区域図
- ③ 工事施工計画図（計画平面図、施工図、構造図など）
- ④ 状況図（工事標識、作業船、警戒船配置状況図など）
- ⑤ 工程表（工事着手から完了までの工種毎に記載したもの）
- ⑥ 使用船舶及び乗船者一覧表
- ⑦ 他機関の許可書の写し（港湾管理者の工事・水域占用許可書等）
- ⑧ 周知用パンフレット
- ⑨ 水底土砂分析表

浚渫及び床掘土砂等を海中に投棄する場合（埋立用材として埋立予定地内に投入することを含む）は、必ず事前に土質の溶出検査を行い、その資料（写）を添付して下さい。

基準は次表のとおりです。

1. アルキル化合物	検出されないこと
2. 水銀、又はその化合物	検液1リットルにつき 0.005 mg以下
3. カドミウム、又はその化合物	検液1リットルにつき 0.1 mg以下
4. 鉛、又はその化合物	検液1リットルにつき 1 mg以下
5. 有機リン化合物	検液1リットルにつき 1 mg以下
6. 六価クロム化合物	検液1リットルにつき 0.5 mg以下
7. ひ素、又はその化合物	検液1リットルにつき 0.5 mg以下
8. シアン化合物	検液1リットルにつき 1 mg以下
9. ポリクロネイテッドフェニル(PCB)	検液1リットルにつき 0.003 mg以下
10. 銅、又はその化合物	検液1リットルにつき 3 mg以下
11. 亜鉛、又はその化合物	検液1リットルにつき 2 mg以下
12. ふっ化物	検液1リットルにつき 15 mg以下
13. トリクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.3 mg以下
14. テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.1 mg以下
15. ベリリウム又はその化合物	検液1リットルにつき 2.5 mg以下

16. クロム又はその化合物	検液 1 ㊦につき	2 mg以下
17. ニッケル又はその化合物	検液 1 ㊦につき	1. 2 mg以下
18. バナジウム又はその化合物	検液 1 ㊦につき	1. 5 mg以下
19. 廃棄物処理令別表第三の三第二十四号に掲げる有機塩素化合物	試料 1 kg につき	塩素 4 0 mg以下
20. ジクロロメタン	検液 1 ㊦につき	0. 2 mg以下
21. 四塩化炭素	検液 1 ㊦につき	0. 0 2 mg以下
22. 1, 2-ジクロロエタン	検液 1 ㊦につき	0. 0 4 mg以下
23. 1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 ㊦につき	0. 2 mg以下
24. シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 ㊦につき	0. 4 mg以下
25. 1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 ㊦につき	3 mg以下
26. 1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 ㊦につき	0. 0 6 mg以下
27. 1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 ㊦につき	0. 0 2 mg以下
28. テトラメチルチウラムジスルフィド	検液 1 ㊦につき	0. 6 mg以下
29. 2-クロロ-4, 6-ビス-S-トリアジン	検液 1 ㊦につき	0. 0 3 mg以下
30. S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート	検液 1 ㊦につき	0. 2 mg以下
31. ベンゼン	検液 1 ㊦につき	0. 1 mg以下
32. セレン又はその化合物	検液 1 ㊦につき	0. 1 mg以下

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 第5条第1項に規定する「埋立て場所に排出しようとする金属を含む廃棄物に係る判定基準を定める総理府令 (S48. 2. 17)」による。

9. その他の留意事項

(1) 磁気探査

浚渫、杭打ち等海底に衝撃を与えたり、海底をかく乱する作業を行う場合は、事前に爆発物等の有無を確認するための磁気探査を行い、工事に着手するまでにその成果を提出してください。磁気探査は、施工区域の外方 20 メートル程度余分に行うよう計画してください。以前の磁気探査結果資料があれば添付してください。

(2) 深浅測量

深浅測量については水路業務法による許可が必要となる場合があります。

(3) 海洋施設設置

ポーリング櫓などの海洋施設を設置する場合は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 18 条の 2 の規定に基づき、第八管区海上保安本部長あての「海洋施設設置届」を 1 ヶ月前迄に設置場所を管轄する海上保安部へ提出してください。

ただし数時間で移動できるセップ台船や、陸地と連絡橋で繋がるものは対象外です。

(4) 曳航

特定港内において、曳船の船首から曳航物件（台船、ケーソン等）の後端までの長さが 200 メートルを超えて曳航する場合は、港則法施行規則第 9 条に基づき「えい航許可申請書」の提出が必要です。

(5) 保守管理

「工事等」に使用する資機材及び標識等の保守管理を十分行うとともに、万一の流出等不測の事故に備え、必ず所有者名又は記号等、識別できるものを記入しておいて下さい。

(6) 許可申請事項の変更

許可申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに、当該申請書の許可年月日、許可番号、変更内容及び変更理由書等を記載した「変更許可申請書」を、「港長等」に提出して下さい。

(7) 完了届

「工事等」が完了したときは、設置した標識、及び測量櫓等は撤去し、速やかに「完了届」を提出して下さい。

なお、必要に応じて写真等を添付して下さい。

(8) 許可申請書の携行

許可申請書は、「工事等」の期間中、責任者が現場に保管しておいて下さい。

10. 申請書等の書式及び記載例

(1) 工事許可申請書及び記載例（岸壁改修工事 編）

第9号様式

(工事・作業又は行事) 許可申請書	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
〇〇港長 殿	
（「小浜港」・「和田港」・「内浦港」にあつては、 『敦賀海上保安部長（小浜海上保安署長）』 宛）	
申請者所属・氏名 〇〇市〇〇町〇 〇丁目〇番〇号 〇〇建設株式会社名〇〇支店 取締役支店長 〇〇〇〇 ㊟	
1 目的及び種類	
「起重機船等による岸壁改修工事」 老朽した〇〇港〇〇岸壁を修復するためコンクリートケーソン等の現施設を撤去し、地盤改良、基礎捨石の投入後、ケーソン据付及び上部工等の付帯工事を実施するもの。	
2 期間及び時間	
平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間 （予備日 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日） 日曜日を除く毎日〇時～〇時、ただし、陸上より施工する上部工は〇時～〇時の間に実施。	
3 区域又は場所	
〇〇港〇〇岸壁前海域（別添作業区域図のとおり） 次の各点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域 イ 〇〇港〇〇防波堤灯台から〇〇〇度、〇〇〇メートルの点 ロ イ点から〇〇〇度、〇〇〇メートルの点 ハ ロ点から〇〇〇度、〇〇〇メートルの点 ニ ハ点から〇〇〇度、〇〇〇メートルの点	
4 方法	
別紙記載のとおり ※1	
5 その他	
別紙記載のとおり ※2	

施工方法 ※1**(1) 工事・作業の概要**

老朽化した〇〇岸壁（前面水深DL-〇〇m、延長〇〇mDL+〇m）を新設するため、ケーソン等を撤去し、新たに基礎部の地盤を改良して基礎を構築した後、ケーソンを設置して上部を築造するもので、地盤改良船、起重機船、ガット船等を使用して下部工及び上部工を施工するものです。

(2) 深淺測量工

測量船〇隻を陸上の作業員の誘導により東方から西方向に間隔〇〇m、速力約〇〇ノットで航走させ、音響測深機により現状水深を測量します。

なお、岸壁から〇〇m以内の側傍は、動力式小型船舶を使用してレッドにより測量します。

(3) 撤去工

陸上からクレーン車にて係船柱、防舷材、上部ブロックを撤去し、背後に仮置きした後、バックホーで土砂、コンクリート殻（小割り）を撤去し、背後に仮置きします。なお、アスファルトは分別して陸上処理場へ運搬処理します。

次に岸壁背後に仮置きした土砂等の撤去物を作業状況図のとおり配置したクレーン台船により底開式土運船（押船式、全長〇〇m）に積込み、〇〇埋立地まで運搬（〇隻／隻、延べ〇〇隻）し、埋立用材として投入します。

（作業状況図、土砂運搬経路図参照）

(4) ケーソン撤去工

起重機船を撤去状況図のとおり配置し、ケーソン〇〇函を吊り上げ撤去し、〇〇埋立地のケーソン仮置場へ吊り運搬し仮置きします。吊上げ時は潜水士〇名により玉掛け作業を行います。なお運搬全長は〇〇mとし、警戒船〇隻を配備するほか、船舶交通の輻輳する時間帯は避けるとともに、〇〇海上保安部（署）等より通航船舶の情報を入手して運航調整を行います。

（ケーソン撤去状況図、ケーソン運搬・仮置作業図参照）

(5) 捨石撤去工

ガット船を作業図のとおり配置し、ケーソン下部の捨石（約〇〇m³）を撤去し、〇〇埋立地に運搬（ガット船〇隻／隻、延べ〇隻）し、基礎石に流用するために投入します。

(6) 地盤改良工

サンドコンパクション（SCP）船〇隻を作業状況図のとおり配置し、北側から南側へ海底下〇〇mまで砂杭〇〇本打設します。砂は〇〇港からガット船により搬入（〇隻／日、延べ〇隻）し、ガットバージに瀨取り後、SCP船に供給します。

なお、地盤改良終了後、地盤改良状況を確認するため、セップ台船を使用して〇

ヶ所でボーリング調査を実施し、全ての作業終了後に測量船〇隻で音響測深機による深浅測量を行います。

(杭打ち作業状況図、地質調査作業図、測量状況図)

(7) 盛上土撤去工

グラブ式浚渫船〇隻を盛上土撤去作業図のとおり配置し、DL-〇〇mまで盛上土を撤去します。撤去土は底開式土運船(曳航式、全長〇〇m)により〇〇埋立地へ運搬(土運船〇隻/日、延べ〇隻)し、埋立用材として投入します。

なお、別添のとおり土砂溶出検査を実施し、有害物質を含有していないことを確認しています。

(盛上土撤去作業図、運搬経路図参照)

(8) 捨石投入工

〇〇港からガット船により捨石を運搬(〇隻/日、延べ〇隻)して投入し、潜水土作業船を使用(〇隻/日、延べ〇隻)して潜水土により-〇〇mに均して基礎を築造します。

(9) ケーソン据付工

〇〇埋立地に仮置中のケーソン〇〇函をクレーン船により吊運搬し、据付図の要領のとおり所定の位置に据付けます。運搬時の全長は〇〇〇mとして警戒船〇隻を配備して延べ〇〇日間行います。

据付時は、潜水土〇名により位置確認を行いながら実施し、据付後は、〇〇港からガット船で運搬(〇隻/日、延べ〇隻)した山土を中詰土として投入します。

(ケーソン運搬及び据付状況図、中詰作業状況図参照)

(10) 上部工

陸上で製作した型枠をクレーン船によりケーソン上部に設置し、作業員により鉄筋工を施した後、コンクリート船により上部コンクリートを打設します。

〇日間養生した後、陸上側から足場を掛けて作業員により型枠を撤去し、ガット船により背後に山土(約〇〇m³)を投入(〇隻/日、延べ〇隻)します。

(上部工作業状況図、深浅測量状況図)

(11) その他

陸上側からユニック車を使用し防舷材及び車止めを取付けた後、測量船〇隻により作業海域の音響測深を行い、水深-〇〇mが確保されていることを確認するための管理測量を行います。

その他 ※2

(1) 標識

- ① 潜水作業中は作業船に国際信号書に定めるA旗を掲げます。
- ② 作業船には、海上衝突予防法に規定する操縦性能制限船の形象物を掲げます。

- ③ 作業船が作業区域に夜間停泊する際は停泊灯を点灯するほか、他航行船舶に支障なく海域を直射しないようにして甲板等を間接照射します。

またアンカーワイヤーの水深-〇〇mの位置には、灯浮標（〇〇〇製、〇型、灯色黄色、4秒1閃光、光達距離〇Km、灯高〇m）を設置します。

- ④ ケーソン撤去及び据付時は、海面下のケーソン上部に〇〇m間隔で標識灯（〇〇製、〇型、灯色黄色、4秒1閃光、光達距離〇Km 灯高〇m）を設置します。
- ⑤ 作業船のアンカーワイヤーの水深-〇mの位置にアンカーブイ（黄色、玉型）を設置します。

(2) 事故防止及び安全対策

- ① 作業の現場責任者を配置し、作業全般を監督し事故防止に務めます。
- ② 施工に当たっては、海上工事連絡会に入会し、毎週〇曜日に開催される連絡会において隣接施工者と工程、土砂投入手順、運航経路等を調整するとともに、工事作業に従事する作業員には、毎朝開催する朝礼において、事故防止措置を徹底し、作業船に本事故防止措置の写し、作業マニュアル、作業船運航管理規程、社内の指示事項文書等を手渡して事故防止を徹底します。

また、工事作業の内容、ケーソン曳航計画等については、水先人会、船舶運航者、代理店等の海事関係者へ事前に周知します。

- ③ 作業船の運航に当たっては、〇〇(株) 〇〇〇〇が策定した「〇〇運航管理規程」に従い運航管理を行います。

運航管理者〇〇〇〇（〇〇歳、経験年数〇〇年）

- ④ 作業中は、〇〇(株)〇〇〇〇が策定した「警戒船管理運用要領」に基づき、警戒船〇隻を配備し、作業区域に接近する船舶等に対してVHF無線機、赤旗、拡声器等により注意喚起します。

またケーソン吊り運搬作業時には、別途専従の警戒船〇隻を配備します。

- ⑤ 作業区域と隣接する〇〇岸壁は、大型船舶の入港があることから、施工期間中利用する〇〇海運(株)担当者と作業対応及び入出港船舶の調整等を行います。

なお、調整に係る作業船退避要領及び連絡責任者は別添のとおりです。

- ⑥ 撤去土砂の埋立地への投入に当たっては、発注者と協議し、埋立地施工管理者である〇〇(株)と調整のうえ、別添「土砂投入要領」に基づき土運船を運航して行います。

- ⑦ 施工に伴って発生する廃棄物及び油類等が海面に落下し流出しないように、瀬取り作業中は脱落防止シートを展張するほか、現場事務所にオイルフェンス〇〇m、油吸着材〇〇kg、油処理剤〇〇ℓを備え置きます。

- ⑧ 作業に当たっては、気象状況に留意し、気象警報又は次の何れかの基準に達する場合には作業を中止し、作業船を〇〇海域へ退避させます。

作業中止基準

一般作業の場合

風速 ○m/s 以上

波高 ○m以上

視程 ○km以下

潜水作業の場合

風速 ○m/s 以上

波高 ○m以上

視程 ○km以下

潮流 ○ノット 以上

その他、港長から指示があった場合

- ⑨ 事故発生時等の緊急時は、応急措置を講じるとともに、別添「緊急連絡先系統図」により、速やかに〇〇海上保安部（署）へ連絡し、指示を受けることとします。
- ⑩ 今回の施工部は、平成〇〇年に築造された際、磁気探査及び床堀、土砂置換え工事を行っており、爆発物の異常点は有りませんでした。
- ⑪ 埋立地の埋立用材に流用する土砂については、土砂溶出検査を実施し、有害物質を含有していないことを確認しております。
- ⑫ 工事許可書又は写しを現場に携行し、その許可内容を常に確認できるようにします。
- ⑬ 作業員に救命胴衣・安全用具等の着装を義務づけ、作業前に着装状況を確認します。
- ⑭ 許可内容に変更が生じる場合には、事前に許可申請を行います。また工事完了次第、速やかに完了届を提出します。

(3) 緊急連絡系統

別添「緊急連絡系統図」のとおり

(4) 連絡先

〇〇建設(株)〇〇作業所

現場責任者 ○○○○

Tel. ○○○-○○○-○○○○ (昼間)

Tel. ○○○-○○○-○○○○ (夜間)

(5) 添付資料

工事位置図、作業区域図（最大使用船舶の配置状況により決定すること。）

作業状況図（作業船係留図、運搬経路図、施工区域図、施工平面図、施工断面図等記載文書と関連させ、複雑な場合は色分けなどする。）

標識設置図、標識管理要領、標識の仕様、土砂投入要領書、工程表、使用船舶一覧、警戒業務管理者・専従警戒要員等一覧、緊急連絡系統図、施工体制等協力業者一覧、土砂溶出検査結果等

(2) 作業許可申請書及び記載例（深浅測量、潜水調査 編）

第9号様式

(~~工事~~・作業又は行事) 許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇港長 殿

(「小浜港」・「和田港」・「内浦港」にあつては、

『敦賀海上保安部長（小浜海上保安署長）』 宛)

申請者 住所 〇〇市 〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇建設株式会社〇〇支店

取締役支店長 〇〇〇〇 印

1 目的及び種類

「作業船による深浅測量及び潜水調査作業」

〇〇港〇〇岸壁築造工事の事前調査を目的とした音響測深機による深浅測量及び潜水調査

2 期間及び時間

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間（予備日 〇月〇日～〇月〇日）

作業時間 日出から日没までの間

3 区域又は場所

〇〇港〇〇岸壁前面海域

4 方法

別紙記載のとおり ※1

5 その他

別紙記載のとおり ※2

施工方法 ※1

(1) 深浅測量

測量区域の内、護岸法線から〇〇m以内の区域は、測量船上からレッドで測量し
〇〇mより沖側の区域は、測量船搭載の音響測深機により測量します。

測量船は、自船に搭載のGPSにより測量点に船位し〇〇m間隔で護岸法線に対
して直角方向に沖側から〇m毎の水深を測量します（測量区域図参照）。

（注：測量区域、測線、測量点を図示すること。）

(2) 潜水調査

護岸から〇〇m以内の調査区域を赤旗で明示し、潜水作業船（潜水土〇名）を使用
して、護岸の水面下の状態、海底堆積物の状況等を目視調査し、工事施工上の障
害物等があれば適宜写真撮影をします（調査区域図参照）。

（注：調査区域、赤旗設置位置等を図示すること。）

その他 ※2

(1) 標識

潜水作業中の作業船には、国際信号書に定めるA旗を表す信号板を掲げます。

（注：岸壁から潜水作業の場合、「潜水作業中」の横断幕を掲示すること。）

(2) 安全対策

- ① 作業の現場責任者を配置し、作業全般を監督し、事故防止を図ります。
- ② 潜水作業中は専従警戒要員が乗船する警戒船〇隻を配備し、接近船舶があれば
VHF無線機、赤旗、拡声器等により注意喚起します。

専従警戒要員 氏名〇〇〇〇

業務講習受講番号 第〇〇号（平成〇年〇月〇日）

- ③ 測量作業中は見張りを厳重にし、他船の通航に支障がある場合は、作業を一時
中止し、退避します。
- ④ 気象・海象を十分把握し、荒天が予想される場合又は次の基準に達した時には
作業を中止します。

作業中止基準

一般作業の場合

風速 毎秒〇〇m以上

波高 〇m以上

視程 〇km以下

潜水作業の場合

風速 毎秒〇〇m以上

波高 〇m以上

視程 〇Km以下

潮流 〇ノット以上

その他、港長から指示があった場合

- ⑤ 潜水作業は、潮流〇ノット以下の時に実施します。
- ⑥ 作業船と潜水土との連絡方法としては、水中電話を使用します。

- ⑦ 隣接する〇〇岸壁の管理者（〇〇会社）とは、作業の実施について調整済みであり、隣接工事施工者（〇〇会社）とは、作業区域が一部重複するため、当社の作業実施日には、隣接工事施工者が作業を中止することで調整済みです。

（注：関係先との調整結果を具体的に記載すること。）

- ⑧ 事故発生時等の緊急時は、応急措置を講じるとともに、別添「緊急連絡先系統図」により、速やかに〇〇〇海上保安部（署）へ連絡し、指示を受けることとします。
- ⑨ 潜水事故発生時の緊急時は、〇〇病院へ搬送し、医師による診断の結果、再圧治療を必要とする場合には、医師の指示する病院又は再圧室が設置されている〇〇病院へ搬送します。
- ⑩ 作業許可書又は写しを現場に携行し、その許可内容を常に確認できるようにします。
- ⑪ 作業員に救命胴衣・安全用具等の着装を義務づけ、作業前に着装状況を確認します。
- ⑫ 許可内容に変更が生じる場合には、事前に許可申請を行います。また工事完了次第、速やかに完了届を提出します。

(3) 緊急連絡系統

別添「緊急連絡系統図」のとおり

(4) 連絡先

〇〇建設(株)〇〇作業所

現場責任者 〇〇〇〇

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（昼間）

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（夜間）

(5) 添付資料

位置図、作業区域図（調査区域等明示）、作業状況図、緊急連絡系統図、使用船舶一覧、施工体制図等の協力業者一覧

(3) 作業許可申請書及び記載例（ボーリング作業 編）

第9号様式

(~~工事~~・作業又は行事) 許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇港長 殿

(「小浜港」・「和田港」・「内浦港」にあつては、

『敦賀海上保安部長（小浜海上保安署長）』 宛)

申請者 住所 〇〇市 〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇建設株式会社敦賀支店

取締役支店長 〇〇〇〇 ㊟

1 目的及び種類

「海上ボーリング作業」

〇〇港〇〇岸壁築造工事前調査を目的としたボーリング櫓設置による地質調査。

2 期間及び時間

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間（予備日 〇月〇日～〇月〇日）

作業時間 日出から日没までの間

3 区域又は場所

〇〇港〇〇岸壁前面海域

〇〇港〇〇防波堤〇〇灯台から〇〇度〇〇mのボーリング地点を中心とした半径〇〇mの円内海域（位置図参照）

4 方法

別紙のとおり※1

5 その他

別紙のとおり※2

施工方法 ※1

- (1) 陸上で組み立てたボーリング櫓を〇〇港〇〇岸壁にて起重機船により積み込み同船により現場海域まで吊り運搬します（曳航全長〇〇m）。
- (2) 陸上基点からボーリング位置を測量し、起重機船により設置します。
- (3) ボーリング櫓上から海底下〇〇mまで掘削し、土質サンプルを採取します。
- (4) ボーリング櫓は、作業終了次第、直ちに起重機船により撤去し、搬出した岸壁へ陸揚げします。

その他 ※2

(1) 標識

- ① 起重機船による作業時、同船の投錨位置には橙色玉ブイを設置します。
- ② ボーリング櫓の四隅には標識灯（〇〇〇製、〇〇型、灯色黄色、4秒1閃光、光達距離〇Km）を設置し、ボーリング三脚の頂部には赤旗を掲揚します。

(2) 安全対策

- ① 作業の現場責任者を配置のうえ作業全般を監督し、事故防止を図ります。
- ② ボーリング櫓設置及び撤去作業中は、警戒船〇隻を配備し、接近船舶があればVHF無線機、赤旗、拡声器等により注意喚起します。

専従警戒要員 氏名〇〇〇〇

業務講習受講年月日及び番号 平成〇年〇月〇日、名古屋第〇〇〇〇号

- ③ 気象・海象を十分把握し、荒天が予想される場合又は次の基準に達した時には作業を中止します。

作業中止基準

風速 毎秒〇〇m以上

波浪 〇m以上

視程 〇km以下

その他、港長から指示があった場合

- ④ 台風接近又は風速〇〇m以上、波高〇m以上の荒天が予想される場合には、事前にボーリング櫓を撤去し、〇〇岸壁へ陸揚げします。
- ⑤ 近くの海域を通航する船舶に対しては、別添リーフレットを作成し、別添関係先へ周知することとします。
- ⑥ 事故発生等の緊急時には、応急措置を講じるとともに、別添「緊急連絡先系統図」により、速やかに〇〇海上保安部（署）へ連絡し指示を受けることとします。
- ⑦ 磁気探査は、平成〇年〇月〇日に実施しており、異常がなかったことを〇〇港長へ報告しています。
- ⑧ ボーリング作業中は、櫓上にブルーシートを養生し、回収缶を備え置いて作業に伴って発生する汚泥、油、廃棄物等は全て回収のうえ、陸上にて適正処理します。また、万一、油が流出した場合に備えてボーリング台船の周囲には汚濁防止膜

を設置します。

- ⑨ 海洋施設設置届は、〇月〇日、〇〇海上保安部（署）へ提出済みです。
- ⑩ 作業許可書又は写しを現場に携行し、その許可内容を常に確認できるようにします。
- ⑪ 作業員に救命胴衣・安全用具等の着装を義務づけ、作業前に着装状況を確認します。
- ⑫ 許可内容に変更が生じる場合には、事前に許可申請を行います。また工事完了次第、速やかに完了届を提出します。

(3) 緊急連絡系統

別添「緊急連絡系統図」のとおり

(4) 連絡先

〇〇建設(株)敦賀支店

現場責任者 〇〇〇〇

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（昼間）

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（夜間）

(5) 添付書類

位置図、作業状況図、施設の状況図、緊急連絡系統図、使用船舶一覧、施工体制図等の協力業者一覧の写し等